

藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例

平成19年 6 月29日 条例第 7 号

（目的）

第 1 条 この条例は、きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民等 この市の区域内に居住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。
- （2） 事業者 この市の区域内において、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- （3） 所有者等 この市の区域内において、土地又は建物若しくはその他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- （4） 公共の場所 公園、広場、道路、海岸その他の公共の用に供する場所をいう。
- （5） 喫煙 たばこを吸うこと又は火のついたたばこを所持することをいう。
- （6） 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の人が飼育している動物をいう。
- （7） 落書き みだりに文字、図形若しくは絵画を書くこと又は書かれた文字、図形若しくは絵画をいう。
- （8） 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第 2 条第 2 項に規定するがん具煙火をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進及び身近な環境を悪化させる迷惑行為の防止に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるとともに、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めるものとする。

（市民等の責務）

第 4 条 市民等は、きれいで住みよい環境づくりへの意識を高め、快適な生活環境の確保に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物若しくはその他の工作物及びその周辺の美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(喫煙者の責務)

第7条 何人も、公共の場所において、歩行するとき又は自転車等で走行するときは、喫煙しないように努めなければならない。

2 公共の場所において喫煙しようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙するとともに、他人に迷惑をかけないように努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、特に必要であると認められる区域を、路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示し、当該区域内に禁止区域である旨を掲示しなければならない。

3 何人も、禁止区域において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

4 市長は、禁止区域の指定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(空き缶等の投棄等の禁止)

第9条 何人も、公共の場所に空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第10条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所に放置し、又は投棄してはならない。

(落書きの禁止)

第11条 何人も、公共の場所又は当該場所に存する建築物その他の工作物に落書きをしてはならない。

2 市長は、公共の場所に存する建築物その他の工作物に落書きが放置され、著しく周辺の美観を損なう状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(深夜花火の禁止)

第12条 何人も、公共の場所において、深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）に通常の燃焼音以外の音を発する花火をしてはならない。

2 花火を販売する事業者は、深夜の花火の禁止について、花火の購入者に周知するよう努めなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、第8条第3項、第9条、第10条又は前条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

2 市長は、第11条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(きれいで住みよい環境づくり指導員及びきれいで住みよい環境づくり推進員)

第15条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、きれいで住みよい環境づくり指導員を置く。

(1) 第13条の規定による勧告及び前条の規定による命令に関すること。

(2) きれいで住みよい環境づくりの推進に係る普及、啓発、指導等に関すること。

2 市長は、前項第2号に掲げる事項を行わせるため、市民及び事業者のうちからきれいで住みよい環境づくり推進員を選任することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第14条第2項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第18条 第14条第1項の規定による命令(第8条第3項、第9条又は第10条の規定に係るものに限る。)に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、平成19年7月20日から施行する。ただし、第17条及び第18条の規定は、同年12月1日から施行する。

2 第17条及び第18条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の第14条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者について適用する。